告示

○総務省告示第十七号

平成二十五年十二月一日に東京都と神奈川県との境界に変更があったことから、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第七条の二の九第一号及び第二号の規定に基づき、総務大臣が定める人口及び従業者数を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十六年一月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

一　地方税法施行規則第七条の二の九第一号の規定に基づき総務大臣が定める人口は、次のとおりとする。

1　東京都に編入された区域　六人

2　神奈川県に編入された区域　〇人

二　地方税法施行規則第七条の二の九第二号の規定に基づき総務大臣が定める従業者数は、次のとおりとする。

1　東京都に編入された区域　〇人

2　神奈川県に編入された区域　〇人

○法務省告示第四十二号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十六年二月十五日から効力を生ずる。

平成二十六年一月二十九日

法務大臣　谷垣　禎一

北海道爾志郡乙部町長

○外務省告示第三十二号

平成二十六年一月十三日にアディスアベバで、航空業務に関する日本国とエティオピア連邦民主共和国との間の協定の附属書の改正に関する次の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

平成二十六年一月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十六年三月二十五日にアディスアベバで署名された航空業務に関する日本国とエティオピア連邦民主共和国との間の協定（以下「協定」という。）第十四条及び第十六条の規定に従って二千十三年十二月二日及び三日に東京で行われた日本国及びエチオピア連邦民主共和国の航空当局の間の協議に言及する光栄を有します。

本使は、また、前記の協議において到達した合意に基づき、及び協定第十六条の規定に従い、この書簡に添付する新たな附属書が協定の現行の附属書に代わることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記の提案がエチオピア連邦民主共和国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十四年一月十三日にアディスアベバで

エチオピア連邦民主共和国駐在

日本国特命全権大使　鈴木量博

エチオピア民間航空庁長官

ウォッセンイェレ・フーネンニャウ殿

附属書

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点―中間の二地点―エティオピア連邦民主共和国内の地点

注　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、中間の二地点とエティオピア連邦民主共和国内の地点との間においては、自己が運送する途中降機の旅客についてのみ運輸権を行使することができる。

2　エティオピア連邦民主共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

エティオピア連邦民主共和国内の地点―ムンバイ、バンコク、シンガポール又は上海―日本国内の地点

注　エティオピア連邦民主共和国の一又は二以上の指定航空企業は、ムンバイ、バンコク、シンガポール又は上海と日本国内の地点との間においては、自己が運送する途中降機の旅客についてのみ運輸権を行使することができる。

3　いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれの又は全ての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

（エチオピア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、エチオピア連邦民主共和国政府が日本国政府の前記の提案を受諾する旨をエチオピア連邦民主共和国政府に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年一月十三日にアディスアベバで

エチオピア民間航空庁長官

ウォッセンイェレ・フーネンニャウ

エチオピア連邦民主共和国駐在

日本国特命全権大使　鈴木量博閣下

○国税庁告示第一号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月二十九日

国税庁長官　稲垣　光隆

札幌南税務署の項中「中央区南七条西二丁目二十一番地一」を「豊平区月寒東一条五丁目三番四号」に改め、十日町税務署の項中「宮田町」を「本町一丁目上」に改め、世田谷税務署の項中「若林四丁目二十二番十四号」を「用賀四丁目十番一号」に改め、立川税務署の項中「高松町二丁目二十六番十二号」を「緑町四番地の二」に改め、宇治税務署の項中「井の尻」を「井ノ尻」に改め、山鹿税務署の項中「千三百五十二番地」を「九百七十番地」に改め、竹田税務署の項中「会々字七里」を「会々」に改め、小林税務署の項中「大字細野」を「細野」に改め、税務大学校関東信越研修所の項中「朝霞市栄町五丁目九番九号」を「和光市南二丁目三番九号」に改める。

○国税庁告示第二号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月二十九日

国税庁長官　稲垣　光隆

札幌南税務署の項中「中央区南七条西二丁目二十一番地一」を「豊平区月寒東一条五丁目三番四号」に改め、十日町税務署の項中「宮田町」を「本町一丁目上」に改め、世田谷税務署の項中「若林四丁目二十二番十四号」を「用賀四丁目十番一号」に改め、立川税務署の項中「高松町二丁目二十六番十二号」を「緑町四番地の二」に改め、宇治税務署の項中「井の尻」を「井ノ尻」に改め、山鹿税務署の項中「千三百五十二番地」を「九百七十番地」に改め、竹田税務署の項中「会々字七里」を「会々」に改め、小林税務署の項中「大字細野」を「細野」に改め、税務大学校関東信越研修所の項中「朝霞市栄町五丁目九番九号」を「和光市南二丁目三番九号」に改める。

○厚生労働省告示第十五号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第十九条第二項の規定に基づき、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十六年度及び平成二十七年度における財政安定化基金拠出率を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用し、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十年度から平成二十五年度までの間における財政安定化基金拠出率（平成十九年厚生労働省告示第三百八十四号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

平成二十六年一月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十六年度及び平成二十七年度における財政安定化基金拠出率

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十六年度及び平成二十七年度における財政安定化基金拠出率は、十万分の四十四とする。